

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

（1）大学・学科の設置理念

①大学

東洋大学の歴史は、明治20（1887）年、哲学者井上円了が創設した「私立哲学館」に始まり、創学以来、教育に関する学術的・実践的探究とともに初等中等教員の養成に大きな足跡を残してきた。学祖井上円了は「哲学館の目的とする所は、文科大学の速成を期し、広く文学、史学、哲学を教授するにあるも、なかんずく教育家、宗教家の二者を養成するにあり」と述べ、教員養成を本学の重要な責務と考えた。その志の軸は「余資なく、優暇なき者」のために学びの機会を提供することにあり、遠隔地の人々のために『哲学館講義録』を発行し全国を巡って講演するなど、「社会教育」と「開かれた大学」を目指して生涯にわたり活動を続けた。

井上円了は、西洋に倣った近代化が進む時代において東洋の国日本に在る人間がいかにより自己を確立していくかを模索する過程で、「洋の東西を問わず、真理は哲学にあり」という確信を持つに至った。そこで「諸学の基礎は哲学にあり」という精神を掲げ、「万学を統括する学問」、「万物の原理を探り、その原則を定める学問」としての「哲学」を学ぶことを大学の目標とした。この哲学とは「事実と実証に基づく哲学」であり、「ものの見方、考え方の基礎」を身に付け、他に応用する能力を身に付けることを目的として、実社会において自らの道を拓くこと、さらに自身の学びを他者のために生かして社会に貢献することが必要であるとした。これらの考え方を基盤とする本学の建学の精神は「諸学の基礎は哲学にあり」、「独立自活」、「知徳兼全」であるが、これは教職においても基盤となる考え方である。また、本学が大切にしている在り方として、「東洋大学の心」がある。これは「他者のために自己を磨く」、「活動の中で奮闘する」ことであるが、「自分を磨くのは、人々のためにはたらくことができるようになるためであり、そのことを自覚して学業に励む」、「現実社会における活動の中にどこまでも前進してやまない」とあり、教職で身に付けなければならない実践力を裏打ちするものである。

このような背景を持つ本学の「教育理念」は、「自分の哲学を持つ」、「本質に迫って深く考える」、「主体的に社会の課題に取り組む」である。「多様な価値観を学習し理解するとともに、自己の哲学（人生観・世界観）を持つ人間を育成する」。また、「先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方、論理的・体系的に深く考える人間を育成する」。さらに「社会の課題に自主的・主体的に取り組む、よき人間関係を築いていける人間を育成する」という教えであり、教職を志す者が常に持ち続けるべき目標である。

さて、現代に目を向けてみると、「第4次産業革命」とも呼ぶべき急速な技術革新、知識基盤社会の本格化、情報化社会の高度化、グローバル化、少子高齢化など、社会の変化はかつてないスピードとインパクトで進行している。Society5.0の時代の到来に向けて、我が国にはこれまで培ってきた日本の技術力とチーム力という強みを維持し続け、これら社会の変化を的確に捉え、社会の変化に対応するだけでなく、さらに世界をリードしていくことが求められている。その一方、我が国は、資源の枯渇、少子高齢化といったかつてない現状に置かれている。これからの子どもが生き抜く社会は、これら社会の変化や課題に直面しながら、パンデミックや気候変動を伴うような想定外の事態や予測が困難な課題、正解のない問題、前例のない問題等に向けて、自分自身で考え、他者と対話を重ね、知を統合しながら協働し、判断し、SDGsの実現、持続可能な社会づくりのためにも最適解を求め続け、新しい価値を創造する力が要求される。教職に就くものは、学習者にこれからの時代に必要な力を育成するだけの指導力と責任が求められる。

開学以来130年以上の長きに亘って多くの教員を輩出してきた本学は、このような考え方を礎に、全学的な取組として教員養成を実施していく。

特に大学院においては、学則に定める「建学の精神に則り、世界の学術の理論及び応用を研究教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」を目的としている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

健康やスポーツへの人々の関心が飛躍的に高まっている近年の日本及び世界においては、運動や栄養を媒体とした健康増進やスポーツ振興に、エビデンスをもって科学的に取り組める専門性の高い人材が広く求められるところである。当専攻では健康スポーツ学、スポーツ科学、栄養科学に関する深い見識を持った高度専門職業人ならびに教育研究者を養成し、乳幼児から高齢者・障がい者等に至る幅広いフィールドにおける健康の増進や、スポーツを「する人」から「みる人」「支える人」までを対象としたさまざまな局面におけるスポーツの振興に、個人から集団まで、自治体・学校から民間企業まで、地域社会から国際社会まで、様々なフィールドで貢献することを目的とする。

（２）教員養成の目標・計画

①大学

目 標

東洋大学の教員養成は「東洋大学の建学の精神」や「東洋大学の心」に基づき、「東洋大学の教育理念」（「自分の哲学を持つ」、「本質に迫って深く考える」、「主体的に社会の課題に取り組む」）に則り、世界の動向、国の教員養成の方向性を踏まえ、教員としての礎を築き、哲学し続ける教師像、実践し続ける教師像、研究し続ける教師像を確立することを目的とする。すなわち、東洋大学の教員養成は諸学の基礎としての哲学を掲げて不断に前進し、自己の学びを社会に生かして貢献していく教員を育てることである。

そのために具体的な目標を以下のように設定する。

ア 本学が定めるSDGs 行動憲章に基づいた行動がとれる教員の養成を目指す。

イ ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づき、それぞれの研究科、専攻で設定した「教員養成の目標」に沿った専門性を有する教員の養成を目指す。

ウ 我が国の教員養成に係る方向性や動向を踏まえながら、教員養成課程の更なる充実と高度化を目指す。

エ 東洋大学教職課程の取組や、教員養成に携わる教職員の研究の成果を社会に向けて発信する。また、そうした活動を支援する。

オ 学内サポート体制を強化し、教員養成に係る学生一人一人の進路希望の支援を行う。

カ 他機関との連携、地域との連携、卒業生の協力などにより、教員養成のより一層の充実を目指す。

計 画

本学の教員養成の目標を達成するための具体的な計画は以下の通りである。

ア 本学が定めるSDGs憲章に基づく教員養成を展開するための教育活動を計画する。

イ 上記の「教員養成の目標」と各研究科・専攻で行われる教員養成プログラムとの関係を明確にする。教職課程と各専攻のカリキュラム・ポリシーを一連のものとして捉え、専攻の教育方針と連動した教員養成を可能とする。

ウ 各専攻の学問方法論、専門的知見に加え、教職課程カリキュラムの履修を通じて、一種免許状取得段階で求められている、教員として必要な資質・能力を基盤とし、より高度な研究能力と実践的指導力を備えた教員養成を図る。

エ 教員養成に関する成果を発信する定期刊行物（『東洋大学教職センター紀要』）を発行する。理論と実践をつなぎ、新しいトピックに対応した研修活動に取り組むことで、教員養成に携わる教職員の研究活動の支援・充実を図る。

オ 全キャンパスに教職経験豊富な教職支援アドバイザーを複数名配置した教職支援室を設置し、学生に対して総合的な支援を行う。

カ 自治体との協定締結を進める。また、教職関連の講演会やセミナーを実施する。卒業生との連携を深め、情報共有に努める。白山教育会等との協力のもとに、教員採用試験面接対策講座などを行

う。現職卒業生とのOB・OG会を開催し、連携に努める。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

現代の日本は少子高齢化が進み、医療費の社会的負担の増加などから健康寿命を延伸させる必要性が唱えられるようになった。同時に国内外の社会情勢や社会構造が時代とともに変化する中で、健康やスポーツに関する問題も広範な学問分野に渡り複雑となってきた。他方、社会全体の高度成長が続くアジア諸国においても少子高齢化が一段と進み、これまで日本が解決に取り組んできた健康やスポーツを取り巻く社会的な課題を共有しつつ、共に研究する必要性と機運が増大している。

しかし、健康や体力を取り巻く諸問題は単純にスポーツ関連の研究だけで解決することは難しく、栄養学、情報学、経営学等の他の学問分野からのアプローチも必須となってきた。

そこで、健康スポーツ学専攻では、複雑化した健康やスポーツを取り巻く社会問題を解決し、人々の体力向上や健康増進、生活者のウェルビーイング実現等の社会からの要請に応えるべく、ヘルスプロモーション、スポーツエデュケーション、アスレチックコンディショニング、コーチング、スポーツカルチャーなどの様々な領域の専門家と協働し、広い視野から現代社会における健康やスポーツを取り巻く諸問題の解決にあたることのできる高度専門職業人、研究者、教育者を育成することを目的としている。

また、スポーツの必要性は健康という枠組みを超え「クオリティ・オブ・ライフ（QOL）」の次元で社会の様々な分野に深く入りこんでいる。スポーツを単純な健康の手段としての認識によるアプローチとして健康増進に利用するとともに、スポーツそのものについて各学問分野の専門性に立脚したアプローチを行うことで、スポーツを取り巻く社会問題の直接的かつ効果的に問題解決に関与することができるようになる。そこで、本専攻では、基礎となる健康スポーツ科学部との強い連携を基盤とし、健康スポーツ学に関するさまざまな研究環境と実践的な学修の場を提供することで、教育者としての更なる専門性の深化と分野横断的な教育研究を発展させ、人々のQOLの向上に貢献できる保健体育科教員や養護教諭を育成することを基本理念としている。

これから迎える超少子高齢社会に向け「21 世紀のライフ（生命、生活、人生など）全体をデザインし、創造するための知と技術の体系化を目指す新しい学問」としての「健康スポーツ科学」を教育において定義付け「現場」に立脚した教育を行うことで大学院教育においてより高度な次元へと醸成することを企図する。そして、複数の専門分野と連携・協働して「現場」の複雑・複合的な諸問題の解決にあたるという姿勢を発展的に継承し、実践現場における問題への高い解決能力を有した教員養成を使命とする。

（3）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

①中学校専修免許状（保健体育）

本学では、平成18（2006）年度に東洋大学ライフデザイン学部健康スポーツ学科に中学校教諭一種免許状（保健体育）の教職課程が設置された。令和5（2023）年度にはライフデザイン学部健康スポーツ学科を健康スポーツ科学部健康スポーツ科学科への改組を計画している。本専攻は新学部新学科を基礎とする専攻となり、この一種免許状に対応した専修免許状の取得ができるよう教職課程を設置する。

近年、日々の教育実践は教育現場の状況に強く依存することに鑑み、大学段階での「教員養成」にとどまらず、教職着任後の継続的成長を含めた「教師教育」までを視野に入れた教育が求められている。大学院教育では、体育授業実践を対象化し、「やり方（方法）」を支える「どういうことなのか（意味・価値）」について考察することで、単に「教材を工夫する」、「指導方法を工夫する」といった表層的な対応にとどまらない、生徒の認識過程を見通すことや自分自身の指導の在り方を俯瞰できる力、所謂、メタ的な認識能力を養成する。この取り組みにより、技術的合理性に基づく技術的熟達者としての教師ではなく、行為の中の省察に基づく反省的実践家としての教師の養

成をめざす。

本専攻では中学校教諭専修免許状（保健体育）を取得できる学問として、「学校保健特論」「人体組織学特論」「スポーツ心理学特論」「運動生理学・生化学特論」「体育・スポーツ指導実践特論」「アダプテッド体育・スポーツ特論」「アスレティックコンディショニング特論」などの科目を習得することで、高度な専門知識と分析力を有する保健体育科教員を養成することを目的としている。これらの科目を習得することで、中学校保健体育科体育分野の学習目標である「生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、スポーツとの多様な関わり方を場面に応じて選択し、実践することができる」資質・能力の育成に貢献する授業を展開でき、また、保健分野においては「個人生活における健康・安全に関する能力の育成」につながる授業が展開できる保健体育科教員の育成を行う。

また、健康スポーツ領域の他分野の専門家や地域の学校教員と連携した研究、地域の健康づくり事業や海外の学校でのフィールドワーク、学内の実験設備を使用した運動負荷試験やデータ解析を用いた運動処方などの研究を展開することで、保健体育に関する高度な専門知識を修得した教員を育成し、子どもの体力・運動能力の向上や健康づくりに寄与する。

②中学校専修免許状（保健）

本学では、平成17（2005）年度に東洋大学ライフデザイン学部健康スポーツ学科に中学校教諭一種免許状（保健）の教職課程が設置され、令和5（2023）年度にはライフデザイン学部健康スポーツ学科を健康スポーツ科学部健康スポーツ科学科への改組を計画している。本専攻は改組後の新学科を基礎とする専攻となり、この一種免許状に対応した専修免許状の取得ができるよう教職課程を設置する。

現在の日本では小学校3年次より保健教育が始まり、その担当は原則、学級担任である。また、中学校での保健教育は原則、保健体育科教員が担当している。しかし、日本の将来を担う子ども達が抱える健康問題は、成長後の生活習慣病との関連が示唆されており、早い時期からの実践的な保健教育および保健に関する指導が求められている。中学校の保健教育では小学校で学んだ「健康の大切さや健康によい生活」「病気の起こり方や予防」などを発展させ、人間の健康は主体と環境が関わり合って成り立つこと、健康を保持増進し疾病を予防するためにはそれに関わる要因に対する適切な対策があることについて理解できる学習を行うことが学習指導要領に示唆されている。また、ストレスへの対処や心肺蘇生法等の応急手当を取り上げ、個人生活における健康・安全に関する基本的な技能を身に付けるような指導を行うことが重要である。そのため、児童・生徒の体力づくり、健康づくりの観点から保健の教材開発や指導計画の立案・実施ができる高度な専門性を有する人材の養成が急務である。

本専攻では中学校教諭専修免許状（保健）を取得できる学問として、「ヘルスプロモーション特論」「健康増進論特論」「学校保健特論」「健康文化特論」「人体組織学特論」などの専門的で高度な科目を習得することを課している。これらの科目を習得することで、中学校での学習内容である「健康な生活と疾病の予防」「心身の機能の発達と心の健康」「傷害の防止」「健康と環境」などについて、生徒が保健の見方や考え方を働かせて課題を発見し、主体的・協働的な学習過程を通して心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することに寄与できる保健科教員の育成を行う。加えて、学級担任や保健体育科教員と協力・連携し、即戦力として健康増進に寄与し得る教員を養成することを目的としている。

また、健康スポーツ領域の他分野の専門家や地域の学校教員と連携した研究、地域の健康づくり事業や海外の学校でのフィールドワーク、学内実験設備を使用した演習などを重点的に取り入れた学びを展開することで、より高度な保健に関する専門知識を修得した教員を育成し、日本の子どもたちの健康の保持増進に寄与する。

③高等学校専修免許状（保健体育）

本学では、平成18（2006）年度に東洋大学ライフデザイン学部健康スポーツ学科に高等学校教諭一種免許状（保健体育）の教職課程が設置された。令和5（2023）年度にはライフデザイン学部健康スポーツ学科を健康スポーツ科学部健康スポーツ科学科への改組を計画している。本専攻は新学部新学科を基礎とする専攻となり、この一種免許状に対応した専修免許状の取得ができるよう教職課程を設置する。

近年、日々の教育実践は教育現場の状況に強く依存することに鑑み、大学段階での「教員養成」ととどまらず、教職着任後の継続的成長を含めた「教師教育」までを視野に入れた教育が求められている。大学院教育では、体育授業実践を対象化し、「やり方（方法）」を支える「どういうことなのか（意味・価値）」について考察することで、単に「教材を工夫する」、「指導方法を工夫する」といった表層的な対応にとどまらない、生徒の認識過程を見通すことや自分自身の指導の在り方を俯瞰できる力、所謂、メタ的な認識能力を養成する。この取り組みにより、技術的合理性に基づく技術的熟達者としての教師ではなく、行為の中の省察に基づく反省的实践家としての教師の養成をめざす。

本専攻では高等学校教諭専修免許状（保健体育）を取得できる学問として、「学校保健特論」「人体組織学特論」「スポーツ心理学特論」「運動生理学・生化学特論」「体育・スポーツ指導実践特論」「アダプテッド体育・スポーツ特論」「アスレティックコンディショニング特論」などの科目を習得することで、高度な専門知識と分析力を有する保健体育科教員を養成することを目的としている。

高等学校「体育」については、中央教育審議会の答申等で「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続しスポーツとの多様な関わり方を状況に応じて選択し、卒業後も継続して実践することができるよう「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の育成を重視する観点から内容等の改善を図るとされている。また、「保健」との一層の関連を図った内容等について改善を図ることも示唆されている。上述のこのことに鑑みた授業内容を考案し、授業を展開できるような保健体育科教員の育成を行う。

また、健康スポーツ領域の他分野の専門家や地域の学校教員と連携した研究、地域の健康づくり事業や海外の学校でのフィールドワーク、学内の実験設備を使用した運動負荷試験やデータ解析を用いた運動処方などの研究を展開することで、保健体育に関する高度な専門知識を修得した教員を育成し、子どもの体力・運動能力の向上や健康づくりに寄与する。

④高等学校専修免許状（保健）

本学では、平成17（2005）年度に東洋大学ライフデザイン学部健康スポーツ学科に高等学校教諭一種免許状（保健）の教職課程が設置され、令和5（2023）年度にはライフデザイン学部健康スポーツ学科を健康スポーツ科学部健康スポーツ科学科への改組を計画している。本専攻は改組後の新学科を基礎とする専攻となり、この一種免許状に対応した専修免許状の取得ができるよう教職課程を設置する。

現在の日本では小学校3年次より保健教育が始まり、その担当は原則、学級担任である。また、高等学校での教科保健は原則、保健体育科教員が担当している。しかし、日本の将来を担う子ども達が抱える健康問題は、成長後の生活習慣病との関連が示唆されており、早い時期からの実践的な保健教育および保健に関する指導が求められている。高等学校の保健教育では、中学校で学んだ「健康な生活と疾病の予防」「心身の機能の発達と心の健康」「傷害の防止」「健康と環境」などの個人生活における健康・安全に関する内容を深め、個人生活のみならず社会生活との関わりを含めて科学的に思考・判断し、筋道を立てて他者に表現できるようにするという考え方を習得することを目指している。また、疾病等のリスクの軽減や生活の質を向上させ、健康を支える環境づくりと関連付けた情報の選択や課題解決に主体的、協働的に取り組むことができるようにすることが重要で

ある。そのため、児童・生徒の体力づくり、健康づくりの観点から保健の教材開発や指導計画の立案・実施ができる高度な専門性を有する人材の養成が急務である。

本専攻では高等学校教諭専修免許状（保健）を取得できる学問として、「ヘルスプロモーション特論」「健康増進論特論」「学校保健特論」「健康文化特論」「人体組織学特論」などの専門的で高度な科目を習得することを課している。これらの科目を習得することで、高等学校での学習内容である「現代社会と健康」「安全な社会生活」「生涯を通じる健康」「健康を支える環境づくり」などを通して、生徒が個人及び社会生活において健康に関する意思決定や行動選択ができるようにするとともに、それらの内容に関わる技能を身に付けることができる授業を展開できる保健科教員の育成を行う。加えて、学級担任や保健体育科教員と協力・連携し、即戦力として健康増進に寄与し得る教員を養成することを目的としている。

また、健康スポーツ領域の他分野の専門家や地域の学校教員と連携した研究を行ったり、地域の健康づくり事業や海外の学校でのフィールドワーク、学内実験設備を使用した演習などを重点的に取り入れたりする学びを展開することで、より高度な保健に関する専門知識を修得した教員を育成し、日本の子どもたちの健康の保持増進に寄与する。

⑤養護教諭専修免許状

本学では、平成17（2005）年度に東洋大学ライフデザイン学部健康スポーツ学科に養護教諭一種免許状の教職課程が設置された。令和5（2023）年度にはライフデザイン学部健康スポーツ学科を健康スポーツ科学部健康スポーツ科学科への改組を計画している。本専攻は新学部新学科を基礎とする専攻となり、この一種免許状に対応した専修免許状の取得ができるよう教職課程を設置する。

近年の社会環境や生活様式の急激な変化は子どもたちの心身の健康に大きな影響を与え、いじめ、不登校、性の逸脱行為、喫煙・飲酒・薬物乱用、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患の増加、新感染症の出現など心身の健康課題が深刻化している。また、発達障害のある子どもへの支援、児童虐待、ネット依存、LGBTなど学校現場における丁寧な対応や教員によるケアが要求されている。

このような複雑かつ多様化している子どもたちの心身の健康課題の解決において養護教諭の役割は重要で、養護教諭を中心とした健康教育、保健教育の推進が図られている。また、養護教諭は専門的立場から児童生徒の保健および環境衛生の実態を把握し、健康の増進に関する指導や疾病、情緒障害、体力、栄養に関する問題等など健康に問題を持つ児童生徒の個別の指導、一般教員の行う日常的教育活動にも積極的に協力する職務を担っている

そこで、本専攻では養護教諭専修免許状を取得できる学問として、「ヘルスプロモーション特論」「健康増進特論」「学校保健特論」「養護教育特論」「健康文化特論」「人体組織学特論」などの専門的で高度な科目を習得することで、学級担任や保健体育科教員と協力・連携し、即戦力として健康増進に寄与し得る養護教諭を養成することを目的としている。

また、地震や台風などの自然災害への対応や誘拐などの事件・事故の防止など、学校のみで解決することが困難な課題においては地域、家庭と連携していくことが重要である。これらの課題に取り組む中心的な役割を持つ教員養成のため、健康スポーツ領域の他分野の専門家や地域の学校教員と連携した研究、地域の健康づくり事業や海外の学校でのフィールドワーク、学内実験設備を使用した演習などを重点的に取り入れた学びを展開することで、より高度な学校保健、養護教育に関する専門知識を修得した教員を育成し、日本の子どもたちの健康の保持増進に寄与する。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

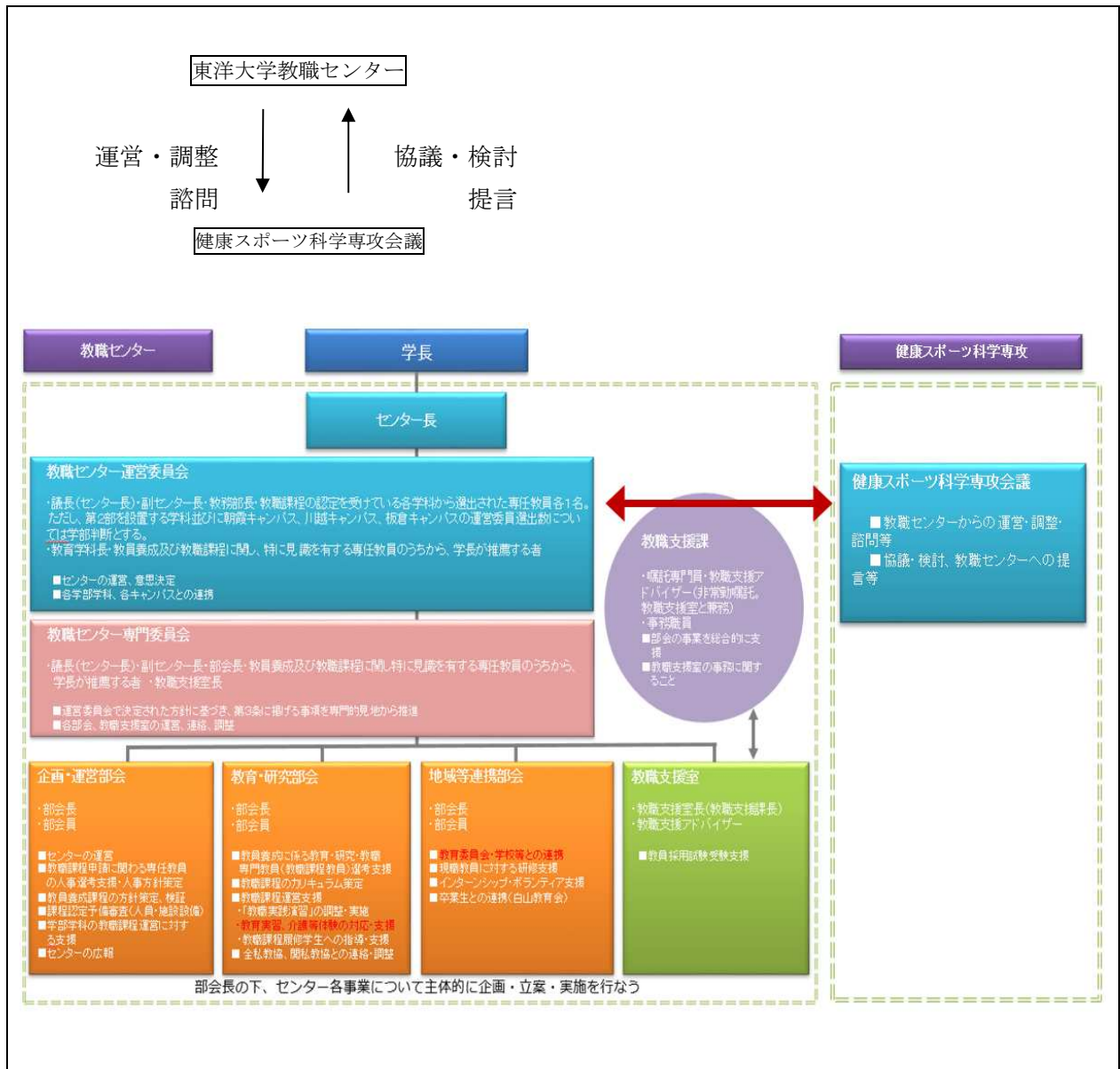
組織名称：	東洋大学教職センター
目 的：	教職センターは、教員養成の方針策定に全学的な責任を持ち、指導体制の充実及び強化を図ることにより、本学の教員養成機関としての機能を強化し、高度な職務遂行能力を有する教員を養成することを目的とする。教職センターは、目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 教員養成の方針策定に関する事業 (2) 教員養成に係る教育研究に関する事業 (3) 教職課程のカリキュラムに関する事業 (4) 教職課程履修者の支援及び指導に関する事業 (5) 現職教員の研修、講座等に関する事業 (6) 教育実習の準備及び実施に関する事業 (7) 介護等体験の準備及び実施に関する事業 (8) 教員養成に係る施設設備整備及び運営に関する事業 (9) 教員養成に係る自己点検・評価に関する事業 (10) 教員養成に係る情報公表に関する事業 (11) その他教員養成に関する事業
責 任 者：	東洋大学教職センター長
構成員（役職・人数）：	東洋大学教職センター長 1 名 東洋大学教職副センター長 4 名 教職センター運営委員 40 名 ※ ※ 教務部長、教職課程の認定を受けている学科等から選出された専任教員、教育学科長、学長が推薦する者で構成
運営方法：	全学的な組織である教職センターの下に、運営委員会を設置し、その実務を担う機能として、専門委員会及び各部会並びに教職支援室を設けている。 運営委員会は、教職センターと教員養成課程を有する各学科等の連携を円滑に推進するために設置されており、カリキュラム・時間割等について全学横断的に調整・実行する機能を有している。 専門委員会は、運営委員会で決定された方針に基づき、目的に掲げる事業を専門的見地から推進する役割を担っている。 部会は、①企画・運営部会、②教育・研究部会、③地域等連携部会の 3 つの部会が置かれ、教職関係行事等の企画やカリキュラム作成、教員養成課程の機能向上、教育委員会等との連携など、様々な事項の検討・調整・実行にあたっている。 教職支援室は、各キャンパスに常設とし、教職を目指す学生の資質向上等を目的に要員を配置して相談業務等を行うキャリア支援機能を有している。 なお、運営委員会は、年複数回の定例会議及びその他必要に応じて開催される。専門委員会は、必要に応じて開催される。

様式第7号イ

②

組織名称：	健康スポーツ科学研究科健康スポーツ科学専攻会議
目的：	東洋大学教職センター及び基礎となる健康スポーツ科学科との連携を図りつつ、専攻における教職課程業務の運営、学生指導にあたる。また、専攻の教職課程の教育効果や実績を検証し、必要に応じて東洋大学教職センターに提言を行う。
責任者：	健康スポーツ科学専攻長
構成員（役職・人数）：	健康スポーツ科学専攻長及び健康スポーツ科学専攻の授業科目担当者
運営方法：	基礎となる健康スポーツ科学科と緊密に連携を図りながら、教育課程の編成を行なうほか、全学の東洋大学教職センターからの諮問事項を受けて、専攻会議において随時検討し、提言や実務を遂行する。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

①教員採用試験説明会の開催

近隣都県、政令指定都市教育委員会等による教員採用試験説明会を本学内で毎年5月に開催。

〔実績：東京都教育委員会、茨城県教育委員会、千葉県教育委員会、埼玉県教育委員会、神奈川県教育委員会、さいたま市教育委員会、川崎市教育委員会、横浜市教育委員会、相模原市教育委員会、東京私立中学高等学校協会〕

②教員の仕事研究ガイダンスの開催

近隣都県、政令指定都市教育委員会等による講演会を毎年11月に開催。

〔テーマ：学校現場の現状と話題、将来展望、求める教師像等について〕

〔実績：東京都教育委員会、茨城県教育委員会、千葉県教育委員会、埼玉県教育委員会、神奈川県教育委員会、さいたま市教育委員会、川崎市教育委員会、横浜市教育委員会、相模原市教育委員会〕

③教育委員会主催の養成塾等との連携

東京都教師養成塾、埼玉教員養成セミナー、とちぎの教育未来塾等との連携・参加。

④東洋大学講師派遣事業の実施

平成11年以降、全国の人々の「生涯学習」支援を目的として講師派遣事業を実施。

〔実施テーマ例：「地域拠点としての学校」、「学習と学問－我々はなぜ学ぶのか－」、「役立つ英語としての小学校英語」「しつけと道德教育－戦後改革期における模索－」「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」「特別支援学校高等部でのキャリア教育を考える」「子育て支援と地域コミュニティ」等〕

⑤文京アカデミーの生涯学習（「まなびと出会う」）の講座を開講

文京区からの要請を受けて、区内在住・在勤・在学者を対象に、東洋大学が文京区との連携講座を開講している。

〔実施タイトル例：〕「外国人おもてなし英会話講座・東洋大学」「『百人一首』を読む－日本の心・日本の文化－」

⑥高校へ出張講義の実施

高校生の興味関心を喚起して将来の大学選び、職業選択に役立ててもらうことを目的に、高校において専門的・先端科学的な大学の授業を実施している。

〔実施テーマ例：「 $1+1=11$ －教育について考えるためのいくつかのヒント－」「聞くだけ」「読むだけ」で英語は伸びる？」「心理学への招待－「わたし」を理解する」等〕

⑦特別支援学校からの社会見学、インターンシップ生の受け入れ

東京都立足立特別支援学校の生徒を毎年インターンシップ生として受入れ、大学事務に携わっていただき、自らの適性や将来の仕事について考える機会を提供している。

また、東京都立鹿本学園の生徒を特別活動の一環として本学で受け入れ、大学のバリアフリー推進室の取り組み及びボランティアサークルの活動並びに障害のある大学生のキャンパスライフについて説明し、交流している。

様式第7号イ

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

取組名称：	近隣の教育委員会が主催する事業への参加
連携先との調整方法：	各教育委員会と本学事務局が連絡調整をとり、学内周知・募集を行っている。
具体的な内容：	例①「ちば！教職たまごプロジェクト」 学校における実践研修を活動の内容とし、学級経営の補助、学習（教科）指導の補助、学校行事運営補助、清掃活動の補助を1年間（週1回程度）行う。 例②「埼玉県スチューデントサポーター」 教員、相談員、スクールカウンセラーの補助を活動の内容とし、中学校内の相談室や市町村の教育支援センター等で週1回程度行う。 例③「神奈川県スクールライフサポーター」 授業中の学習支援、休み時間の子どもたちの相談相手や遊び相手、教職員の教育活動の補助等を活動内容とする。 例④「文京区立小学校移動教室・臨海学校の補助」 文京区立小学校5・6年生が参加する移動教室等に同行し、児童の生活面及び指導面で引率教員サポートする。 上記の他には、「すみだスクールサポートティーチャー」「中央区小・中学校指導サポーター」「荒川区ティーチング・アシスタント」等がある。

②

取組名称：	「往還型教育実習システム」
連携先との調整方法：	大学近接各区教育委員会と協議の上、協定を締結している。
具体的な内容：	小学校教員免許課程における「往還型教育実習システム（東洋大学モデル）」は、近隣6区（文京区、北区、板橋区、豊島区、練馬区、荒川区）の教育委員会と東洋大学の間で協定を締結し、各区において学生の受入を承諾していただいている。教育現場での定期的な実習を体験しながら、そこでの様々な体験を大学の教育課程の中で検証し、実践的指導力のある教員になるための学生の学びを進化させることを目指している。

③

取組名称：	近隣の学校が主催する事業への参加
連携先との調整方法：	各学校と本学事務局が連絡調整をとり、学内周知・募集を行っている。
具体的な内容：	事例、「文京区立文林中学校夏休み学力補充教室の学習指導補助員」「板橋区立志村第五小学校学習ボランティア」「板橋区立赤塚第二中学校学生ボランティア」「荒川区立赤土小学校あらかわ寺子屋学習支援員」「東京都立青鳥特別支援学校夏祭りボランティア」「東京都立葛飾ろう学校文泉塾サポーター」「埼玉県立妻沼高等学校学習サポーター」「川越市立鯨井中学校学習サポートボランティア」等

Ⅲ. 教職指導の状況

教員の学生に対する指導は、授業時間において行う以外に、教職センター運営委員が適宜個別の説明会・指導会を行っている。

事務組織における指導は、(1) 各学部・研究科等事務局の教職担当による履修相談と個別指導、(2) 教職を専門的に取り扱う教務部教職支援課による学部・研究科等を横断した大学全体にかかる介護等体験や教育実習等に関する各種説明会の実施、(3) 教職を目指す学生の学習活動を支援するため、教科書、参考書、指導案、教育関係雑誌、教育関連書籍等が閲覧できる教職資料室の開室(4) 教職を目指す学生のキャリア形成支援を目的に、豊かな教職経験のあるスタッフを配置し、対面指導・相談を行う教職支援室を全キャンパス(白山、朝霞、川越、板倉)に開設している。教職支援室では、他にも教員採用試験対策講座や模擬試験等を企画し、実施している。

製作物としては、学生の意識向上を図るための『パイディア』(東洋大学教職課程年報)や『教職ガイドブック』を毎年発行し、教職を目指す学生の意識醸成や説明会等の補助資料として活用している。